



ポルトガル語版

広報いわた 3月号 (日本語訳)

総住民数 170,515人

ブラジル人 3,622人

2016年 1月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

就職や転勤により住所を異動される方へ

3月27日(日)、4月3日(日)は、就職や転勤により住所を異動される方のために転入・転出に係る窓口業務を市役所本庁舎1階で行います。なお、iプラザ、西庁舎、各支所は開庁していませんのでご注意ください。

時間：午前8時30分～正午

受付業務：転入・転出に伴う次の手続き（海外からの転入、住基カード・マイナンバーカードを利用した転入手続等場合によっては行えない手続きもあります）

- ①市民課：住民異動届（転入・転出など）、印鑑登録（新規・廃止・亡失）、小・中学校の転校通知書の発行、介護保険の手続き、児童手当・子ども医療費受給者証の手続き、障害者手帳などの手続き、住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書の発行
- ②国保年金課：国民健康保険の加入・脱退、後期高齢者医療保険の加入・喪失、国民年金の住所変更
- ③市税課：所得証明書・所得課税等証明書・市県民税課税証明書の発行

文化振興センターでは、土・日曜日、祝日に住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、所得証明書などの交付をしています。

問い合わせ先

総務課 TEL：0538-37-4803（当日は37-2111）/FAX：0538-37-4829
文化振興センター TEL：0538-35-6861/FAX：0538-35-4310

しずおか子育て優待カード事業の全国展開が始まります！

目的：国が推進する「子育て支援パスポート事業（しずおか子育て優待カード事業）」の全国共通展開に参画し、社会全体で子育て世帯を支援する機運の醸成につなげていきます。

☆「しずおか子育て優待カード」とは？

お子様同伴の上、買物や飲食などの際に、カードを協賛店舗・施設で提示すると、お店が定めた様々な「応援サービス」が受けられます（妊娠中の方は母子手帳等の提示を求められる場合があります。）。

全国共通展開の概要：

平成28年4月1日から全国の子育て支援パスポート事業の協賛店舗で、しずおか子育て優待カードを提示するとサービスを受けられるようになります。（一部の都道府県を除きます。）

サービス内容、対象者：

各都道府県の協賛店舗で現在提供しているサービス、対象者を基本とします。そのため、都道府県や協賛店舗によっては利用できない場合があります。

利用できる店舗：

全国共通ロゴマークのある協賛店舗で使えます。

しずおか子育て優待カード事業ホームページ：

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/yuutai.html>

配布対象者：18歳未満の子どもの保護者、妊娠中の方

配布場所：子育て支援課、市民課、各支所市民生活課



問い合わせ先

子育て支援課 TEL：0538-37-4896 / FAX：0538-37-4631

◆◆◆ 交差点では、止まる・見る・待つ、安全確認 ◆◆◆

年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します

低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

◆給付金を受けられる方

平成27年1月1日時点で磐田市に住民登録があり、平成27年度分住民税（均等割）が課税されていない方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方

※ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ・課税されている方に扶養されている方
- ・生活保護の受給者となっている方 等

◆支給額 1人につき、30,000円

◆申請期間 4月11日（月）～7月15日（金）

◆申請方法 対象と思われる方がいる世帯へ4月上旬に申請書を送付します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

◆支給 申請書の内容を審査の上、申請書に記載された口座へ振り込みます。
振り込め詐欺にご注意ください。支給に関して、ATMの操作をお願いしたり、お金を振り込んでいただくことは一切ありません。

問い合わせ先

磐田市臨時福祉給付金担当コールセンター（4月11日開設）
TEL：0538-37-2750 / FAX：0538-36-1635

平成28年度軽自動車税の減免申請について

内 容：身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。

申請期間：4月1日（金）～5月24日（火）

申請場所：市税課（本庁舎1階）、各支所市民福祉グループ

対象：①障害のある方が所有し（身体に障害のある方が18歳未満の場合や知的・精神に障害のある方の場合は生計同一の方が所有する車を含む）、障害のある方や生計同一の方、常時介護する方が運転する車両
②身体に障害のある方のための専用構造車両 ※障害者タクシー利用料金助成や自動車税の減免を受けている方を除く

持ち物：対象となる手帳（複数の手帳をお持ちの場合は全ての手帳）、運転する方の運転免許証（コピー可）、車検証（コピー可）、認印、マイナンバーカードまたは通知カード
※常時介護をする方が運転する場合は、常時介護に関する証明書

その他：障害の内容や等級により対象者や該当条件が異なります。詳しくは、お問い合わせください。なお、平成27年度に減免を受け、現在も該当車両を所有している方には、3月末に申請書を郵送します。

問い合わせ先

市税課 TEL：0538-37-3767 / FAX：0538-33-7715

磐田駅北口広場が完成しました。

一般車の専用レーンは、多目的広場の西側になります。専用レーン入口にご注意ください。

◎多目的広場を利用しませんか

- ・日頃の活動や趣味の展示発表の場
- ・フリーマーケットの開催
- ・企業活動のPRの場
- ・吹奏楽や音楽の発表の場
- ・農産物や海産物の朝市販売
- ・移動販売車などによる飲食の提供
- ・ストリートパフォーマンスなど

◆ 使用を希望する場合は、事前に必ず商工観光課へ連絡してください。

◆ 内容によっては使用申請の手続きが必要になる場合があります。

◆ 移動販売は1区画1日500円の使用料が必要です。

◆ 催事などの場合も内容によっては使用料がかかります。

※多目的広場のご利用について詳しくは、商工観光課（TEL 0538-37-4819）までお問い合わせください。

問い合わせ先

都市整備課 TEL：0538-37-7174 / FAX：0538-37-8690

◆◆◆ 4月から日曜開庁日が、第2日曜日の午前中に変わります ◆◆◆

狂犬病予防注射と犬の登録について

生後91日以上の子犬の所有者は、犬の登録(生涯に1回)と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。狂犬病予防注射は、4月から6月までに動物病院、または集合注射の会場(市ホームページに掲載)を受けてください。

費用：3,400円(予防注射代金：2,850円、注射済票代金：550円)※犬を新規登録する場合は、登録料3,000円が必要。

持ち物：愛犬手帳、案内はがき(すでに犬を登録されている人)、フンの処理道具

その他：①注射時に犬をしっかり押さえられる人が連れて来てください。

②首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票(平成27年度)を付けて来てください。

③正しく装着された首輪や口輪等により事故を予防してください。

④飼い犬が死亡した場合は、環境課へご連絡ください。

問い合わせ先 環境課 TEL：0538-37-2702 / FAX：0538-37-5565

乳幼児教室や健診会場を一部変更します。

平成28年4月1日より、乳幼児教室や健診等の会場が下記のとおり変更となります。

なお、今まで開催していた福田児童館、竜洋交流センター、豊岡支所では開催いたしませんので、ご注意ください。

行事名	会場	その他
・乳幼児相談	・iプラザ	予約不要
・離乳食教室	・iプラザ、 ・子育て支援センター「のびのび」(磐田市急患センター内)、 ・豊田支所、 ・豊岡中央交流センター	対象者には、「赤ちゃん訪問」のときにお知らせします。
・すくすく7か月	・子育て支援センター「にっこにこ」(iプラザ内)、 ・子育て支援センター「のびのび」(磐田市急患センター内)、 ・豊田福祉センター、 ・豊岡中央交流センター	
・1歳6か月児健診 ・2歳児教室 ・2歳8か月児フッ素塗布 ・3歳児健診	・iプラザ、 ・磐田市急患センター、 ・豊田支所、 ・豊岡中央交流センター	対象者には、対象月の前月に案内を送付します。

問い合わせ先 子育て支援課 TEL：0538-37-2012 / FAX：0538-37-4631

障害者タクシー利用料金助成券を発行

受付開始日：4月1日(金)

申請場所：福祉課(iプラザ3階)、各支所市民生活課市民福祉グループ ※市役所本庁舎では手続きできません

対象：市内在住・在宅で、1～3級の身体障害者手帳、療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、特別児童扶養手当1級対象の方、または障害児福祉手当受給の方

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は助成を受けられません

内容：600円の助成券を年間48枚発行(1乗車の支払金額が1,200円以上の場合は2枚まで利用可能)

持ち物：対象となる手帳または受給者証、認印

問い合わせ先 福祉課 TEL：0538-37-4919 / FAX：0538-36-1635

豊岡南部会館の申請窓口が変わります

4月1日(金)より、豊岡南部会館の使用予約の申請窓口が、豊岡体育館から豊岡中央交流センター(豊岡総合センター内・4月1日オープン予定)に変わります。

申請日	3月31日(木)以前	4月1日(金)以後
申請窓口	豊岡体育館	豊岡中央交流センター
申請できる使用日の範囲	申請日の2カ月後の属する月末 (3月に申請できるのは、5月31日(火)以前の使用分まで)	申請日の3カ月後の属する月末 (4月に申請できるのは、7月31日(日)以前の使用分まで)

問い合わせ先 自治振興課 TEL：0538-37-4811 / FAX：0538-32-2353

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51） TEL: 0538-32-5267

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

**4月の休日救急歯科診療**

◆診療時間／9:00~12:00

3(日)	川瀬歯科医院	袋井市春岡1丁目1番地の15	49-2800
10(日)	いくかわ歯科医院	袋井市太田53-1	41-3400
17(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保512-3	38-5000
24(日)	みどり歯科医院	袋井市堀越3-10-8	42-9910

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 0538-37-0124 へ。

**地域連携小児休日診療**

担当医師：鈴木東洋

◆と き：4月24日(日) 10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3） TEL: 0538-38-5000

4月1日から使用料を変更します ~施設の使用料などを見直しました~

◆なぜ見直しをするの？

市の施設の多くは、合併前に設定した使用料や利用料(以下、使用料)をそのまま引き継ぎできました。このため、似たような施設でも使用料に差があったり、同じ施設なのに利用する時間帯によって使用料に差があったりしました。

今回、使用料の設定方法を統一することで、より分かりやすく、より使いやすい施設を目指しました。

◆どのように見直したの？

今回の見直しは、施設を維持管理するために掛かる費用を利用する方にも使用料として負担していただく「受益者負担の原則」を基に行いました。このため、これまで使用料をいただいていた施設も、新たに使用料の設定を行っています。

また、一時間あたりの使用料は、同じような規模・種類であれば、施設が古くても新しくても、昼・夜・季節に関係なく、原則同額としました。

◆使用料を知りたい場合は、どうすればいいの？

同じ施設でも部屋や時間帯によって使用料は変わります。また、経過措置が取られている場合もあるので、詳しくは各施設又は各担当課へお問い合わせください。

(開館時間など使用料以外についても変更を行っている施設があります)

問い合わせ先 財政課 TEL: 0538-37-4883 / FAX: 0538-37-4876

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からののお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html>

◆問い合わせ：市民活動推進課 TEL: 0538-37-4710 / FAX: 0538-37-5034



発行：磐田市役所 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ〔TEL: 0538-37-4710〕
広報広聴課〔TEL: 0538-37-4827〕

〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています(インターネットでもご覧いただけます: <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>)
広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください: shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp